



## 「夫婦別姓」最高裁判決の 家族観を問う



弁護士 大脇 雅子

2015(平成27)年12月16日最高裁大法廷の「夫婦別姓」に関する判決は、多くの女性たちを落胆に追い込んだ。上告人らは、夫婦が婚姻の際に定める「夫または妻の氏を称する」と定める民法750条の規定、つまり夫婦同姓の原則は、憲法13条の人格権、憲法14条1項の男女平等、憲法24条1項及び2項に定める婚姻に関する個人の尊厳と本質的平等の原則に反するとして、国が立法措置を取らないという立法不作為を理由に国家賠償法に基づき損害賠償を求めた。最高裁大法廷は、「氏は家族の呼称である」として、「家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位であるから…ひとつに定めることに合理性がある」と判示し、婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する嫡出子となることを示すために一定の意義がある、として上告を棄却した。判決は、人格権としての氏を否定し、嫡出子を中心に「家族」ととらえて、離婚夫婦や未婚の母または父の子供の存在を排除する古い家族観に立脚している点で、時代に逆行している。

判決の多数意見に対して、岡部喜代子判事の補足意見は説得的である。岡部判事は、近年女性の社会進出が進み、婚姻前や婚姻後、仕事をする女性も増加し、夫の内助としてではなく「独立した法主体」として働く女性も出現している、氏は個人の呼称としての意義があり、同一性識別機能を考慮すると、婚姻後氏を変更したとき、アイデンティティーの喪失感や業績、実績、成果など法的利益に影響を

与えかねない状況となり、こうした状況は現実の不平等と力関係が作用して妻側に起きている。これは「婚姻の自由」を制約すると断じている。4人の裁判官もこの意見に同調している。確かに「離婚や再婚の増加、非婚化、晩婚化、高齢化などにより家族形態も多様化している現在」において、氏を家族の呼称という意義や機能を強調することは不自然であり、家族のなかの子は嫡出子のみではなく、夫婦親子の実感は同姓から生まれるわけではない。

さらに木内道祥裁判官は、1996(平成8)年すでに「民法の一部を改正する法律案要綱」として選択的夫婦別姓制の改正案が法務大臣に答申されているのであるから、放置された20年間は国会の立法不作為にあたりと述べている。私は1993年参議院議員となり、社会党別姓法案も作って自社さ政権時代にこの改正案の立法化につとめたが、自民党の古い体質を破れなかった。さらに判決は、通称使用ではなく、事実婚を選択している別姓夫婦が、相続権もなく、共同親権もないという極めて著しい不利益の下のあることに何の言及もなかった。女子差別撤廃委員会からも、1993(平成5)年より、繰り返し、夫婦同姓の原則が差別的であるとして懸念が表明され、国際的にも廃止が要請されている。事実婚を法律婚と同等に諸権利を認める道も、もう一つの選択肢としながら、夫婦選択的別姓法の立法に向けて運動を組み直す時が来た。

## 事業報告

## 2015年度国際講演会

## 「イギリスにおけるフェミニズム—昨日・今日・明日」の開催

(2015年10月24日 会場:名古屋都市センター)

講演者 ゲイル・チェスターさん

通訳 野崎 由紀さん

ロンドンにある「フェミニスト・ライブラリ」の主宰者で、フェミニスト活動家のゲイル・チェスターさんをお招きし、国際講演会を開きました。日本語への通訳は野崎由紀さん、講演会への参加者は60名ほどでした。

講演の内容は、ラディカル・フェミニストとしてチェスターさんの、イギリスでの半世紀近くになる女性解放運動（ウーマン・リブ運動）へのコミットとその活動の歴史が語られ、21世紀の10年代も半ばになった今、運動の新たな息吹が生まれつつあるというものでした。講演会には、チェスターさんと同じように日本でウーマン・リブ運動に参加し、活動してきたオールド・フェミニストの顔も見られました。

講演は、1970年、高まりつつあったイギリスの女性解放運動（Women's Liberation Movement）に、19歳の大学生として参加したゲイル・チェスターさんの経験から始まりました。それから今日にいたる45年間、「ラディカル・フェミニスト」としてロンドンで活動してきた経歴を振り返りながら、多様な形で復活しつつあるイギリスの女性運動の「今」と「これから」を展望するというものでした。

チェスターさんは、「『Women's Report』コレクティブ」（1973～77）、「フェミニズムと非暴力研究グループ」（1976～1990）などのフェミニスト・グループで活躍し、1975年には「フェミニスト・ライブラリ」の創設に加わり、現在でもこのグループの主宰者として、多くの若いフェミニストを育て、また「『Women's Report』コレクティブ」では、多くの急進的フェミニスト関連の著作の出版に関与してきました。

こうした活動を通して言えることは、1970年代と1980年代が、熱気に包まれたウーマン・リブの運動の全盛期、刺激的な時代であったこと、その中でチェスターさんは、地域に根ざしたネットワークの構築に力を尽くし、成果を上げ、それを通してラディカル・フェミニストとしての自分の思想をつくり上げていったことだと語られました。

しかし1990年代からリーマンショックを経験する2008年頃までは、冬の時代で、これまでの女性たちの熱気は消え失せしまったこと、しかしフェミニスト運動は死滅したのではなく、地域に根ざした地道な運動が続けられてきたことが、用意されたパワーポイントによる映像などで説明されました。チェスターさんは、自分の住むロンドンのハクニー（ロンドンの貧困地区）での保育園対策や住民のさまざまな生活要求のための活動を実践して、具体的な成果

を上げたこと、また環境問題への直接行動を呼びかける「ウィミン・スピーク・アウト」の活動が広がったことが説明されました。

新たなフェミニスト運動の波が高まりつつあると実感するようになったのは、2008年のリーマンショックが起きて後のことであったとチェスターさんは指摘しました。しかしこの動きは、1970年代や80年代とは異なって、フェミニスト運動といっても、女性に対する暴力や性産業やトランス・ジェンダー問題などを含めて、運動の焦点は多様化していることが特徴であると言います。運動の形態もまたさまざままで、さまざまなタイプの新しいフェミニスト組織が生み出されているということです。

こうした状況を背景にして、政治的にも新たな希望の兆候があらわれているとチェスターさんは説明しました。その一つの例として、労働党の党首にジェレミー・コービンが選出され、彼は労働党左派で、フェミニズムを含む急進的な政策を組み込むことに積極的な人物であること、また「影の内閣」として彼が選出した31名の閣僚の中に16名の女性を任命したことなどが挙げられました。

しかし新しい歩みはまだ始まったばかりである。つまり、これまでフェミニズム運動から除外されてきたと感じていた女性たちが、新たな活躍の場所をつくり出す動きが始まっているということは明らかであるが、その動きは始まったばかりであること、こうした動きが、イギリスだけでなく世界にもっと広がることを望んでやまない。パワーポイントを使ってさまざまな映像を示しながら、チェスターさんは、以上のような内容の話をされました。第二波と呼ばれるフェミニズム運動が始まってほぼ半世紀になります。その中で活動してきたチェスターさんの講演は、フェミニズムが死滅してしまっただけではなく、新たな息吹を取り戻そうとしているという「希望のメッセージ」でありました。

英語による講演を日本語に通訳しながらの講演会であったため、通常の講演時間では、時間が足りず、日本の状況をふまえて21世紀のフェミニズム運動についてチェスターさんと議論し、語り合うという計画は、果たせないままに終わりました。期待に燃えて参加してくださったみなさまには、お詫びを申し上げます。また、長時間にもかかわらず日本語への明解な通訳をくださった野崎由紀さんには、心からのお礼を申し上げたいと思います。

(安川悦子 当研究所理事)

## 事業報告

国際講演会にお寄せいただいたアンケートから、  
一部をご紹介します。

「1970年代から現在までのイギリスフェミニズムの流れ、  
「停滞期」と言われる時期にも脈々と継続された小グループの活動など、  
表面に出て来にくい(日本には伝わらない)活動を知ることができた。」

「同年代を生きてきたこともあり、大変興味深く拝聴しました」

「新しい・風(さまざまな色)を感じました。  
女性に対して人として向き合っていくことができる男性たちを育てていくことが  
今後の大きな、かつより重要な課題である。」

「イギリスのフェミニズムの歴史背景や活動を具体的に聞けて  
勉強になった。次は少し若い世代の活動も知りたい。」

みなさま、ありがとうございました。

2015年度国際講演会  
「イギリスにおけるフェミニズム—昨日・今日・明日」の開催



翌10月25日にはランチミーティングを、26日にはフリートーキングを、  
当研究所セミナー室にチェスターさんをお招きして行いました。  
今回は、講演会のための報告となりました。

### 2015年度ジェンダー問題基礎講座

#### ジェンダーとはなにか

#### —政治思想史で読み解くジェンダー—

2015年12月5日(土)午後、当ジェンダー研究所のセミナー室にて、ジェンダー問題基礎講座が開催された。講師は当研究所顧問の水田珠枝さん(名古屋経済大学名誉教授)で、ご専門の政治思想史をひもときながらジェンダー論が登場する論理的必然性と歴史的必然性について展開した後、ジェンダー論の現状と課題を明快な語り口で論じられた。

女性の時代と言われた80年代には脚光を浴びたフェミニズムは90年代も後半に入るとその終焉がささやかれたり、またアカデミズムの世界では、脱構築やクイア理論が登場してその視点からのジェンダー研究が盛んになっていた。その一方で格差の拡大や、女性、高齢者の貧困問題など深刻化する社会問題に対し、これらの理論がどう向き合おうとしているのかが読めず、はたしてこれらの理論がフェ

ミニズムにかわりうるのか、フェミニズムとはなんだったのかと、戸惑っていた人も少なくなかったはずであるが、水田さんは、脱構築とクイア理論は平等の実現を課題とするフェミニズム理論を攪乱するもの、ときっぱりこれを批判された。

お話の初めに86歳と、ご自分の年齢を明かされたが、90分にわたる熱のこもったお話しぶりは年齢を感じさせなかった。講義の後の質問に対しても、お疲れのご様子もなく丁寧に応じられたが、最後の、家族がいなくても、カップルでなくても、一人でも生きていけるようにすることが大事という言葉には、肯いた方も多かったのではないだろうか。

聴衆はセミナー室満杯の30人余、1年ぶりの基礎講座は盛会のうちに終わった。(吉田啓子 当研究所理事)



## 報告

### 海外出張報告会について

2015年8月26日～9月4日の日程で、新井美佐子さん、大野光子さん、武田貴子さんに、米国の女性政策研究所IWPRや全国女性機構NOW、コロンビア大学女性・ジェンダー・セクシュアリティ研究所などを訪問していただきました。IWPRは、女性に関する多方面の政策研究を行っている、歴史があり、政治的にも影響力のあるシンクタンクです。所長のハイジ・ハートマンさんが後押ししたジャネット・イエレンさんが、女性初のFRB議長に決まったことでも話題になりました。

その報告会を12月5日(土) 午前に開催し、23名の参加を得ました。スライドや資料を見ながら、当地のジェンダー関連機関の活動やジェンダー研究の実情について、体験してきたばかりのお話を直接聞く、良い機会となりました。

(3月発行予定の当研究所年報『ジェンダー研究』18号にも報告が載ります。)



## お知らせ

詳しくは順次ホームページでお知らせします。

### 国際会議報告会「21世紀の女性アーカイブ」

80年の歴史をもつ、オランダ・アムステルダム的女性ライブラリー「アトリア」が昨年12月に国際会議を開催しました。

この会議に日本から出席された青木玲子さんに、会議やアトリアの活動、女性ライブラリー・アーカイブの世界的なネットワークなどについてお話しいたします。

日時：2016年3月26日(土) 13:30～16:00

会場：東海ジェンダー研究所 セミナー室(6F)

講師：青木 玲子 さん(国立女性教育会館(NWEC)客員研究員)

定員：30名(先着順、席に余裕があれば当日も参加できます。)

### 2016年度 個人・団体研究助成 募集のお知らせ

来年度も個人と団体の研究助成の希望者を募集します。

対象はジェンダー問題に関する未発表の研究で分野は不問。助成費は個人30万円以内、団体10～30万円。申請書はホームページからダウンロードしてください(FAXまたは郵送の請求も可)。申込期間は2016年4月15日(金)～5月末日 消印有効。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

### 『ジェンダー研究』第19号の 原稿募集のお知らせ

当研究所の年報『ジェンダー研究』第19号の原稿を募集します。メインテーマは前号に引き続き「女性と労働」としますが、その他のジェンダーに関連するテーマも可です。

原稿の締切日は、2016年9月末日 消印有効。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

## 賛助会員を募集しています。

賛助会費 年間 一口 1,000円  
振込先 郵便振替口座 00820-0-77338  
公益財団法人東海ジェンダー研究所

\*会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』やニュースレター「LIBRA」、講演会などの事業のご案内をお送りします。

\*当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及び寄付については税法上の優遇措置があります。

### 編集後記

ホームページをリニューアルしました。  
見やすさを追求してデザインを一新、『リーブラ』や年報『ジェンダー研究』の2012年度以降発行分は、全文ご覧いただけます。

また、新たにイベントの申込みフォームを設け、ホームページからも申し込めるようになりました。3月26日(土)「21世紀の女性アーカイブ」の申込みにもお使いいただけます。

LIBRA

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズビル6F

T E L 052-324-6591 F A X 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp http://www.libra.or.jp/